

法務省民二第57号

平成30年 2月 1日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所

山 中 理 司 様

法務大臣 上 川 陽 子



平成30年1月11日受付第668号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

遺産分割調停調書に基づいて相続登記をする場合において、相続人の戸籍謄本を提出しなければならない場合があるかどうか分かる文書

#### 2 不開示とした理由

請求に係る行政文書が不存在であるため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定が

あったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。).

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。).

\* 担当課等

法務省民事局 TEL : 03-3580-4111

民事第二課 内線 : 2437

